

老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県条例第三十八号

#### 老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第四号イ中「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定により指定を受けた同法第八条第一項に規定する特定施設入居者生活介護を行う事業者が行うサービスのうち、当該事業者が行う特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等及び当該事業者の委託を受けた指定居宅サービス事業者が当該特定施設サービス計画に基づき行う入浴、排せつ、食事等の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話をいう。以下同じ。）又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（同法第五十三条第一項の規定により指定を受けた同法第八条の二第一項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護を行う事業者が行うサービスのうち、当該事業者が行う介護予防特定施設サービス計画の作成、利用者の生活相談等のサービス及び当該事業者の委託を受けた指定介護予防サービス事業者が当該介護予防特定施設サービス計画に基づき行う入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話をいう。以下同じ。）を「指定特定施設入居者生活介護（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定により指定を受けた事業者が行う同法第八条第一項に規定する特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護（同法第四十二条の二第一項の規定により指定を受けた事業者が行う同法第八条第十四項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は指定介護予防特定施設入居者生活介護（同法第五十三条第一項の規定により指定を受けた事業者が行う同法第八条の二第一項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）」に改め、同条第七項中「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホーム（以下「外部サービス利用型養護老人ホーム」という。）を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）」を「指定特定施設入居者生活介護

行う養護老人ホーム（以下「指定特定施設入居者生活介護等を行う養護老人ホーム」という。）に改め、同条第八項中「外部サービス利用型養護老人ホーム」を「指定特定施設入居者生活介護等を行う養護老人ホーム」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。